特別徴収切替届出（依頼）書

江戸川区長宛

令和　　年　　月　　日

提出

※江戸川区収受印

給与支払者（特別徴収義務者）

所在地（住所）	郵便番号　　－　　送付先の指定及び移転による住所変更等があった場合は、所在地・名称等変更届出書を提出してください。
フリガナ ※必須	
名称（氏名）	
代表者名	
法人番号	

特別徴収義務者指定番号：江戸川区に指定番号がある場合、その番号を記入してください。※市区町村毎に異なります。　区処理欄

納付方法（いずれかの納付方法に○を記入）：○ 江戸川区様式の納入書を使用　○ 納入書未使用（ネットバンキング等）

連絡者

係	
フリガナ ※必須	
氏名	
電話	－　－

給与所得者（納税義務者）

フリガナ ※必須	姓　（旧姓）　名
氏名	
受給者番号注8（事業所が付番する番号）	
1月1日現在の住所（提出先）※必須	※個人住民税は1月1日現在の住所地で課税されます。 江戸川区
現在の住所（1月1日における住所と異なる場合）	
電話	－　－

生年月日※必須（年号下欄に○を記入）

大正	昭和	平成	令和
○	○	○	○

年　月　日

普通徴収切替期別（該当する期別に○を記入してください。）

1期	2期	3期	4期	左記以降を切替希望
○	○	○	○	

※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。

届出理由（該当する項目に○を記入）

1. 新規入社	2. 復職	3. その他
○	○	○

1,2の場合は日付を記入 → 　月　日

3の場合は理由を記入 → 理由

特別徴収開始予定月：提出月から　翌々月以降の　　月分　（翌月10日納入分）

※10日が休日・祝日の場合は翌開庁日が期限となります。

下記切替処理予定表より記入してください

※特別徴収開始予定月は右記の切替処理予定表より記載してください。
税額の決定・変更通知の発送は、届出書を受理してから1か月程度かかります。
江戸川区からの月割額の電話連絡は行っておりません。
月割額は税額の決定・変更通知を確認してください。

切替処理予定表

切替届出（依頼）書提出日	切替月	切替届出（依頼）書提出日	切替月
令和6年4月15日まで	6月 注9	令和6年9月30日まで	11月
令和6年5月31日まで	7月	令和6年10月31日まで	12月
令和6年7月1日まで	8月	令和6年12月2日まで	1月
令和6年7月31日まで	9月	令和6年12月27日まで	2月
令和6年9月2日まで	10月	令和7年1月31日まで	3月

※令和6年度課税の切替届は令和7年1月31日までにご提出願います。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎた分や随時期分は特別徴収への切替ができません。本人が納めるよう必ずお伝えください。
2. 普通徴収分について口座振替をご利用の方は、切替期別の納期限の**2週間前必着**にてお送りください。
3. 二重納付防止のため、普通徴収分の納付書（納期未到来分）、領収書の写しを添付してください。
4. 65歳以上の方は、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
5. 課税資料や異動届等の必要書類が未着の場合には、本届出を処理できないことがあります。
6. 令和6年度の納入書を既に送付している事業所には、8月以降は税額変更後の納入書を同封しておりません。
7. 令和7年度の6月分から特別徴収開始を希望する場合は、**令和7年4月10日まで**に本届出を提出してください。
8. 給与所得者（本人）の税額通知書を電子データでの受取希望と申告している事業所は、**受給者番号が必須**となります。受給者番号の記載がない場合は、**江戸川区で付番させていただきます。**
9. 6月からの切替は、住民税の定額減税の適用対象とならない方（①非課税の方、②税額が個人住民税（均等割）及び森林環境税のみの方、または③合計所得金額が1,805万円を超える方）のみとなります。定額減税の適用対象となる方は、7月からの特別徴収となります。

区処理欄（記入しないでください）

※区処理欄

処理・再審	特徴額		円	口座	有・無
／	月分		円	期課税	期切替
	月分～		円	普徴納付確認	□
全　1　2　3　4　Z　納　領　無					
資料	他給・同給・確・年・異・切替・自				

この届出書は課税課へ提出してください。